

民法成立史一斑 (一二)

— 筑波大学附属図書館蔵「穂積文書」採録 —

阿部 徹

第二部 旧法 (明治民法) 関係資料

一 総則・物権・債権編関係 (承前)

三四 民法草案理由書 (承前)

第四節 債権ノ譲渡 (理由略)

第四百六十九条 債権ハ之ヲ譲渡スコトヲ得但其性質カ之ヲ

許ササルトキ又ハ特別契約ヲ以テ之ヲ禁シタルトキハ此限
ニ在ラス

前項ノ特別契約ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ
得ス

〔理由略。修正案理由書四六五条と同一〕

第四百七十条 〔条文案および理由略。条文案は成案四六七

条と同一、理由は修正案理由書四六六条と同一〕

第四百七十一条 債務者カ留保ヲ為サシテ前条ノ承諾ヲ為
シタルトキハ譲渡人ニ對抗スルコトヲ得ヘカリシ事由アル
モ之ヲ以テ譲受人ニ對抗スルコトヲ得ス但債務者カ譲渡人
ニ払渡シタルモノアルトキハ之ヲ取返シ又譲渡人ニ対シテ
負担シタル債務アルトキハ之ヲ成立セサルモノト看做スコ
トヲ妨ケス

譲渡人カ譲渡ノ通知ヲ為シタルニ止マルトキハ債務者ハ其
通知ヲ受クルマテニ譲渡人ニ対シテ生シタル事由ヲ以テ譲
受人ニ對抗スルコトヲ得

〔理由略。修正案理由書四六七条と同一〕

第四百七十二條 指図債権ノ譲渡ハ其証券ニ譲渡ノ裏書ヲ為
シテ之ヲ譲受人ニ交付スルニ非サレハ之ヲ以テ債務者其他
ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

〔理由略。修正案理由書四六八条と同一〕

第四百七十三條 指図債権ノ債務者ハ其証券ノ所持人及ヒ其

署名捺印ノ真偽ヲ調査スル權利ヲ有スルモ其義務ヲ負フコ

トナシ但債務者ニ惡意又ハ重大ノ過失アルトキハ其弁済ハ

無効トス

〔理由略。修正案理由書四六九条と同一〕

第四百七十四條 前条ノ規定ハ証券ニ債権者ヲ指名シタルモ

其証券ノ所持人ニ弁済スヘキ旨ヲ附記シタル場合ニ之ヲ準

用ス

〔理由略。修正案理由書四七〇条と同一〕

第四百七十五條 指図債権ノ債務者ハ其証券ニ記載シタル事

項及ヒ其証券ノ性質ヨリ当然生スル結果ノ外原債権者ニ対

抗スルコトヲ得ヘカリシ事由ヲ以テ善意ノ譲受人ニ対抗ス

ルコトヲ得ス

〔理由略。修正案理由書四七一条と同一〕

第四百七十六條 〔条文案および理由略。条文案は成案四七

三条と同一、理由は修正案理由書四七二条と同一〕

第五節 債権ノ消滅 〔理由略〕

第一款 弁済 〔理由略〕

第四百七十三條ノ第四百九十七條 〔理由略〕

代位弁済

第四百八十五條 (四九八)ノ第四百九十條 (五〇三) 〔理

由略。修正案理由書四九八条ノ五〇三条と同一〕

第二款 相殺 〔理由略〕

第五百四條ノ第五百十一條 〔理由略〕

第三款 更改 〔理由略〕

第五百十條 当事者カ債務ノ要素ヲ変更スル契約ヲ為シタル

トキハ其債務ハ更改ニ因リテ消滅ス

条件附債務ヲ無条件トシ無条件債務ニ条件ヲ附スルハ債務

ノ要素ヲ変更スルモノト看做ス債務ノ履行ニ代ヘテ為替手

形ヲ発行スル亦同シ

〔理由略。修正案理由書五一二条と同一〕

第五百十一條 債務者ノ交替ニ因ル更改ハ債権者ト新債務者

トノ契約ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得但旧債務者カ不同意ヲ表

シタルトキハ此限ニ在ラス

〔理由略。修正案理由書五一三条と同一〕

第五百十二條 〔条文案および理由略。条文案は成案五一五

条と同一、理由は修正案理由書五一四条と同一〕

第五百十三條 第四百六十九條第一項ノ規定ハ債権者ノ交替

ニ因ル更改ニ之ヲ準用ス

〔理由略。修正案理由書五一五条と同一〕

第五百十四條 新債務カ不法ノ原因若クハ当事者ノ知ラサル

事由ニ因リテ成立セス又ハ取消サレタルトキハ旧債務ハ消

滅セス

〔理由略。修正案理由書五一六条と同一〕

第五百十五條 〔条文案および理由略。条文案は成案五一八条と同一、理由は修正案理由書五一七条と同一〕

第四款 免除 〔理由略〕

第五百十六條 〔理由略。修正案理由書五一八条と同一〕

第五款 混同 〔理由略〕

第五百十七條 〔理由略。修正案理由書五一九条と同一〕

第二章 契約 〔理由略〕

第一節 総則 〔理由略〕

第一款 契約ノ成立 〔理由略〕

第五百十八條 第五百二十五條 〔理由略。修正案理由書五

二〇条 第五百二十七条と同一〕

第五百二十六條

〔理由〕前八条ノ規定ニ関シテハ屢々反対ノ意思表示示又ハ慣習アル可ク殊ニ其規定ハ商法中ニ別段ノ定ナキ限りハ商事ニモ適用スヘキモノナルカ故ニ實際反対ノ意思表示示又ハ反対ノ慣習ニ依リテ前八条ノ適用ヲ制限スルコト極メテ多カル可シ故ニ本条ニハ一括シテ其反対ノ意思表示示又ハ慣習ヲ容ルルコトヲ規定シタリ

第五百二十七條 第五百三十條 〔理由略。修正案理由書五

二十八条 第五百三一条と同一〕

第二款 契約ノ効力 〔理由略〕⁴⁴⁾

第五百三十一條 (五三二) 第五百三十二條 (五三三) 〔理

由略。修正案理由書五三二条 五三三条と同一〕

第五百三十三條 (五三五) 第五百三十六條 (五三八) 〔理

由略。修正案理由書五三五条 五三八条と同一〕

第五百三十七條

〔理由〕本款ニ規定セル事項ニ付テハ反対ノ意思ヲ表示スルコト決シテ少カラサル可ク又法律ニ別段ノ定アル場合モ屢々之アル可シ故ニ茲ニ本条ノ規定ヲ設ケタリ

第三款 契約ノ解除⁴⁵⁾

〔理由〕既成法典ハ義務ノ消滅ニ関スル規定ノ一節トシテ契約ノ解除ニ関シ僅カニ第五百六十一條ノ一箇条ヲ設クト雖モ之レ単ニ義務ハ解除条件ノ成就又ハ裁判上得タル解除ニ因リテ消滅スルコト及ヒ解除訴權ハ通常ノ時効期間ニ從フコトヲ認ムルノミニシテ解除ニ関スル種々ノ規定ハ法典ノ所々ニ散在シ殊ニ解除ノ結果ニ付キ相当ノ規定ヲ設ケサルハ編纂ノ体裁ヨリ見ルモ立法ノ趣旨ヨリ見ルモ其当ヲ得タリト云フコトヲ得ス故ニ本案ハ解除ニ関スル一般ノ規定ヲ此ニ一括シ殊ニ解除ノ結果カ当事者ノ意思又ハ法律ノ規定ニ依リテ定マラサル場合ニ於ケル準則ヲ示シ其他既成法典ニ規定セサル多数当事者間ノ契約ノ解除ニ関シ或ハ解除權ノ消滅ニ関シ順次適當ノ規定ヲ掲ケタリ

第五百三十九條

（理由）契約解除ノ方法ニ付テハ諸国ノ立法例ハ凡ソ三種ニ分カル一ハ仏、伊、蘭諸国ノ法典及ヒ既成法典ノ如ク裁判上ノ解除方法ニ依リ一ハ独逸民法草案、瑞士債務法ノ如ク意思表示ニ依ル解除方法ヲ採リ一ハ当然解除ノ主義ニ依ルモノトス而シテ当然解除ノ主義ハ極メテ簡便ナリト雖モ簡易ニ過クルノ弊害ハ未タ法律ニ慣レサル一般人民ヲシテ往々不知不識ノ中ニ權利ヲ失ハシメ意外ノ不利益ヲ蒙ラシムルモノナレハ当然解除ノ主義ハ便宜上或場合ニ限りテ之ヲ認ムヘキモ一般ニ此主義ニ從フハ法律保護ノ趣旨ニ反スルヲ以テ本案ハ既ニ相殺ノ規定ニ付キ当然相殺カ行ハルヘキ主義ヲ採ラサリシ如ク本条ニ於テモ当然解除ノ主義ヲ排斥セリ又裁判上ノ解除方法ハ極メテ鄭重確實ナルカ如シト雖モ頗ル干渉ニ失シテ其必要ナキノミナラス之レカ為メニ當事者ハ費用及ヒ手数ヲ要シ且ツ人民ハ裁判所ニ出ツルコトヲ厭フ如キ感覺上ノ理由ヨリ立法者カ取引ノ便宜ヲ計リテ特ニ認定シタル解除權モ其効用ヲ減殺セラルルコト少シトセス之レ本案ハ既成法典財産編第四百二十一条第二項ニ規定スル如キ解除方法ヲ採用セサリシ所以ニシテ寧ろ独逸民法草案瑞士債務法等ノ主義ニ倣ヒ契約ノ解除ハ解除權ヲ有スル者カ相手方ニ対シ解除ノ意思ヲ表示スルニ依リテ之ヲ為ストシ以テ實際ノ便宜ニ適セシムルト同時ニ取引ノ確實ヲ失ハサラシメタリ

次ニ意思表示ハ一般ニ之ヲ取消シ得ヘシト雖モ本条ノ場合ノ如キ解除ノ意思表示ヲ取消スコトヲ許ストキハ取引ノ混雜ヲ醸シ相手方ノ利益ヲ害スルコト少カラサルニ因リ本案ハ特ニ本条第二項ノ明文ヲ以テ解除ノ意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得スト規定セリ

第五百四十条

（理由）本条ハ當事者ノ一方カ債務ヲ履行セサル場合ニ於テ其相手方カ解約ノ權利ヲ有スルコト及ヒ其行使方法ヲ定ムルモノニシテ既成法典財産編第四百二十一条第一項ノ如ク債務ノ不履行ニ本ツク契約ノ解除ヲ單ニ双務契約ノ場合ニ限ラス且ツ双務契約ハ相手方ノ不履行ノ場合ニ於テ常ニ解除条件ヲ包含スト云フ如キ既成法典ノ規定ハ却テ妥當ナラスト認ムルニ因リ此二点ニ付キ修正ヲ加ヘタリ蓋シ契約解除ノ規定ハ代理ノ如キ片務契約ニ付テモ其適用ヲ受クヘク又澳大利民法ハ双務契約ニ於テモ一方ノ債務不履行ハ相手方ノ解除權ヲ生セシメスシテ單ニ損害賠償ノ請求ヲ許ス如ク當事者カ一方ノ債務不履行ヲ以テ解除条件ト為ササルニ拘ハラス法律ニ依リテ一概ニ一方ノ債務不履行ハ契約ノ解除ヲ生スト云フハ其當ヲ失フモノナレハナリ

次ニ既成法典財産編第四百二十一条第二項後段ノ規定ノ如ク或場合ニ於テ裁判所ハ債務履行ニ付キ恩惠期限ヲ許スルコトハ頗ル妥當ナルノミナラス債務履行ノ見込アルトキ

ハ甚タ便利ナルヲ以テ本案ハ既ニ原則トシテ恩惠期限ナルモノヲ認メサルニ拘ハラズ債務ヲ履行セサル者ノ相手方ヲシテ相當ノ期間ヲ定メテ履行ヲ催告セシメ然モ其履行ナキトキハ始メテ解除權ヲ行使スルコトヲ得ト為スモノナレハ實際上ノ結果ハ既成法典ト同一ノ便利ヲ得ヘキナリ

第五百四十一條〔理由略〕

第五百四十二條

（理由）本条ハ既成法典財産編第四百二十條ノ規定中解除ニ関スル部分ヲ採択シタルモノニシテ其余ハ特ニ明文ヲ要セス又ハ解除ノ規定中ニ入ルヘカラサルニ因リ之ヲ省ケリ蓋シ原案ハ既ニ第四百九條ニ於テ債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ債務ヲ履行スルコト能ハサルトキハ相手方ハ損害賠償ヲ請求シ得ルコトヲ認ムト雖モ之ニ依リテ未タ相手方ニ解除權ヲ付与シタルニアラス又本案第五百三十九條ニ認ムルトコロノ解除權ハ債務ヲ履行セサル場合ニ存スルモノニシテ履行不能ノ場合ニモ之レアリト云フコトヲ得ス之レ本条ニ於テ特ニ履行ノ全部又ハ一部ノ不能ノ場合ニ於テモ解除權ノ存スルコトヲ認ムル所以ニシテ解除ト共ニ損害賠償ヲ請求シ得ルコトハ第五百四十三條第三項ノ規定ニ依リテ明カナリトス

第五百四十三條〔理由略〕⁴⁶

第五百四十四條

（理由）本条ハ解除權行使ノ結果ヲ規定スルモノニシテ既成法典財産編第四百〇九條第二項ハ解除條件カ成就スルトキハ当事者ヲシテ合意前ノ各自ノ地位ニ復セシムト規定シ其他多數ノ立法例ニ依レハ解除權ノ行使ハ法律行為ヲシテ根本ヨリ消滅セシメ從テ物權上ノ効果ヲ生スルコトヲ認ムト雖モ若シ斯ノ如クナレハ假令既成法典財産編第四百十條第二項ノ如ク公示ノ方法ヲ尽サシムルモ第三者ハ往々損害ヲ蒙ルコトアルハ免レサル所ニシテ從テ取引ノ安全ヲ妨クルノミナラス解除ヲ慮ルノ余第三者ヲシテ其取得シタル物ヲ保護改良スルコトニ躊躇セシメ一般ノ經濟ヲ害スルコト少シトセス故ニ本案ハ独逸民法草案等ニ倣ヒ解除權ノ行使ハ単ニ人權上ノ効果ノミヲ生シ之ニ因リテ各当事者ハ其相手方ヲ原状ニ回復セシムル義務ヲ負擔ストシ解除權ノ行使ニ因リテ第三者ハ其權利ヲ害セラルルコトナキヲ認メ以テ取引ノ安全ヲ保チ經濟上ノ利益ニ適セシメタリ

各当事者カ其相手方ヲ原状ニ回復セシムルニ當リ物ノ果實ヲモ返還セサルヘカラサルコト固ヨリ疑ナシト雖モ返還スヘキ物ハ金錢ナルトキハ單ニ元本ノミヲ返還スルコトナシトセス之レ特ニ本条第二項ノ規定ヲ設ケタル所以ニシテ返還スヘキ金錢ニハ其受領ノ時ヨリ利息ヲ附セサルヘカラサルコトヲ明ニセリ又解除權ノ行使ハ損害賠償ノ請求ヲ妨ケサルコト殆ント疑ナシト雖モ多數ノ立法例ニ依レハ解除權

ト賠償請求權ト二付キ其何レカラ撰択セシムルモノナレハ或ハ解除權ノ行使ハ損害賠償ノ請求權ヲ除却スルモノナリトノ疑ヲ生セシムル虞アルニ因リ特ニ本条第三項ノ明文ヲ掲ケタリ其他物ノ保存費改良費等ノ賠償ニ関スル事項ハ占有權ニ関スル規定ニ依リ自ラ明白ナレハ此ニ之ヲ明示スル必要ナカルヘシ

第五百四十五条

（理由）解除權ノ行使ハ前条ノ規定ニ因リ当事者相互ニ原状回復ノ義務ヲ負ハシムルモノニシテ此義務ハ恰モ双務契約ニ於ケル当事者相互ノ義務ノ如ク相對立スルモノナレハ其履行ニ関シテモ亦双務契約ノ規定ニ從フヲ以テ至当トス然レトモ契約ニ本ツク義務ニ関スル規定ハ解除權ノ行使ニ因リテ生スル法律上ノ義務ニモ当然適用セラルヘキモノニアラス之レ特ニ本条ノ規定ヲ設ケ双務契約ニ関スル第五百三十二条ノ規定ハ之ヲ前条ノ場合ニ準用スヘキコトヲ明示スル所以ナリ

第五百四十六条

（理由）本条及ヒ次条ハ解除權ノ消滅ニ関スル規定ニシテ就中本条ハ解除權ノ除却ニ関スルモノトス蓋シ解除權ヲ有スル者ノ相手方ハ極メテ不確定ノ狀況ニ在ルモノナレハ無限ナク解除權ヲ行使スルコトヲ許ストキハ只ニ相手方ニ不利益ナルノミナラス不確定ナル法律關係ヲシテ永ク存続セ

シムルハ立法上ニ於テモ亦經濟上ニ於テモ共ニ避クヘキコトナルニ因リ本案ハ解除權ノ行使ニ付キ期間ノ定ナキトキハ解除權ヲ有スル者ノ相手方ヲシテ相當ノ期間ヲ指定シ其期間内ニ解除權ヲ行使スルヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得セシメ以テ立法ノ本旨ニ適セシムルモノニシテ若シ此期間内ニ解除權ヲ有スル者カ之ヲ行使セサルトキハ期間ノ經過ニ因リテ解除權ハ当然消滅シ法律關係ハ此ニ確定スルモノトス而シテ本条ノ場合ニ於ケル期間ニ関シ既成法典財産取得編第八十三条ハ売主ノ解除期間ヲ八日トシ以太利民法ハ十五日トシ独逸民法草案ハ四週間ト為ス如ク法律ニ依リテ一定ノ期間ヲ指定スト雖モ總テノ契約ニ通シテ斯ノ如ク期間ヲ限定スルハ頗ル不便ニシテ不適當ノ結果ヲ取メ難キニ因リ本案ハ既ニ追認ノ期間ニ関シテ採用シタル主義ニ從ヒ單ニ当事者ハ相當ノ期間ヲ指定スルコトヲ得トシ以テ實際ノ便利ニ適セシメタリ

第五百四十七条

（理由）本条モ解除權ノ消滅ニ関スル規定ニシテ權利者カ解除權ヲ拋棄スル所為例ヘハ契約ノ目的物ヲ他ニ讓渡シ或ハ之ニ第三者ノ權利ヲ設定スル如キコトヲ為シ又ハ自己ノ過失ニ因リテ目的物ヲ返還スルコト能ハサルニ至リタルカ其他目的物ニ工作ヲ加ヘ或ハ之ヲ變造シテ原状ニ回復スルコト能ハサルニ至ラシメタルトキハ解除權ヲ消滅セシムル

コト固ヨリ至当ノ事ニ属シ若シ此等ノ場合ニ於テモ尚ホ解
約スルコトヲ得セシムルトキハ其相手方ノ不利益ハ推知ス
ルニ足ル之レ本条第一項ノ規定ヲ設ケ前述ノ事情アル限ハ
解除権ヲシテ消滅セシムル所以ナリ

本条第二項ハ目的物カ解除権ヲ有スル者ノ所為又ハ過失ニ
因ラスシテ滅失又ハ毀損シタルトキハ当事者ノ何レカ此損
失ヲ負擔スヘキヤヲ規定スルモノニシテ本案ハ既ニ第五百
三十二条ニ於テ危険ノ負擔ニ関スル通則ヲ掲ケタレハ本項
ノ場合ニ於テモ固ヨリ此主義ニ從ヒ解除権ヲ有スル者ノ相
手方ハ右ノ損失ヲ負擔スヘク從テ解除権ノ消滅セサルハ勿
論ナリ只特ニ本項ノ明文ヲ掲クル所以ハ必竟解除権ヲ有ス
ル者カ目的物ヲ返還スルコト能ハサル位置ニ陥リタルモノ
ナレハ或ハ本条第一項ノ規定ニ因リ解除権ハ消滅スルモノ
ナリトノ疑ヲ生セシムル虞アレハナリ

第二節 贈与 (理由略)

第五百四十八条 (理由略)

第三節 売買 (理由略)

第一款 総則 (理由略)

第五百五十五条 売買ハ当事者ノ一方カ或權利ヲ相手方ニ移
転スルコトヲ約シ其相手方カ代金ヲ支払フコトヲ約スルニ
因リテ其効力ヲ生ス

(理由略。修正案理由書五五四条と同一)

民法成立史一斑 (一一一) (阿部)

第五百五十六条 売買ノ一方ノ予約ハ相手方カ売買ヲ完結ス
ル意志ヲ表示シタル時ヨリ売買ノ効力ヲ生ス

前項ノ意志表示ニ付キ期間ヲ定メサリシトキハ予約者ハ相
当ノ期間ヲ定メ其期間内ニ売買ヲ完結スルヤ否ヤヲ確答ス
ヘキ旨ヲ相手方ニ催告スルコトヲ得若シ相手方カ其期間内
ニ確答ヲ為ササルトキハ予約ハ其効力ヲ失フ

(理由略。修正案理由書五五五条と同一)

第五百五十七条 買主カ売主ニ手附ヲ交付シタルトキハ当事
者ノ一方カ契約ノ履行ニ著手スルマテハ買主ハ其手附ヲ抛
棄シ売主ハ其倍額ヲ償還シテ契約ヲ解除スルコトヲ得
第五百四十三条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セ
ス

(理由略。修正案理由書五五六条と同一)

第五百五十八条 売買契約ノ取結ニ関スル費用ハ当事者双方
平分シテ之ヲ負擔ス

(理由略。修正案理由書五五七条と同一)

第五百五十九条 前二条ノ規定ハ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ
適用セス

(理由) 既成法典ニハ特ニ本条ノ如キ条文ヲ置カスシテ各
条ノ下ニ其意ヲ示シタルモ寧ろ口総括シテ一条ヲ設クルヲ便
ナリトス

第五百六十条 (条文案および理由略。条文案は成案五五九

条と同一、理由は修正案理由書五五八条と同一

第二款 売買ノ効力〔理由略〕

第五百六十一条、第五百六十二条〔条文案および理由略。]

条文案は成案五六〇条、五六一条と同一、理由は修正案理

由書五五九条、五六〇条と同一

第五百六十三条 売主カ契約ノ当時其売却シタル権利ノ自己

ニ属セサルコトヲ知ラサリシ場合ニ於テ其権利ヲ取得シテ之ヲ買主ニ移転スルコト能ハサルトキハ売主ハ損害ヲ賠償シテ契約ヲ解除スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ買主カ契約ノ当時其買受ケタル権利ノ売主ニ属セサルコトヲ知リタルトキハ売主ハ買主ニ対シ単ニ其売却シタル権利ヲ移転スルコト能ハサル旨ヲ通知シテ契約ヲ解除スルコトヲ得

〔理由略。修正案理由書五六一条と同一〕

第五百六十四条 売買ノ目的タル権利ノ一部カ他人ニ属スル

ニ因リ売主カ之ヲ買主ニ移転スルコト能ハサルトキハ買主ハ其足ラサル部分ノ割合ニ応シテ代金ノ減少ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ残存セル部分ノミナレハ買主カ之ヲ買受ケサルヘキトキハ善意ノ買主ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得代金減少ノ請求又ハ契約ノ解除ハ善意ノ買主カ損害賠償ノ請求ヲ為スコトヲ妨ケス

〔理由略。修正案理由書五六二条と同一〕

第五百六十五条、第五百六十六条〔条文案および理由略。]

条文案は成案五六四条、五六五条と同一、理由は修正案理

由書五六三条、五六四条と同一

第六百六十七条 売買ノ目的物カ地上権永小作権地役権留置

権又ハ質権ノ目的タル場合ニ於テ買主カ之ヲ知ラサリシトキハ之カ為メニ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合ニ限り買主ハ契約ヲ解除スルコトヲ得其他ノ場合ニ於テハ損害ノ賠償ノミヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ売買ノ目的タル不動産ノ為メニ存セリト称セシ地役権カ存セサリシトキ及ヒ其不動産ニ付キ登記シタル賃貸借アリタル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テ契約ノ解除又ハ損害賠償ノ請求ハ買主カ事実ヲ知リタル時ヨリ一年内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

〔理由略。修正案理由書五六五条と同一〕

第五百六十七条 売買ノ目的タル不動産ノ上ニ存シタル先取

特権又ハ抵当権ノ行使ニ因リ買主カ其所有権ヲ失ヒタルトキハ其買主ハ契約ヲ解除スルコトヲ得

同一ノ場合ニ於テ買主カ出捐ヲ為シテ其所有権ヲ保存シタルトキハ売主ニ対シテ其出捐ノ償還ヲ請求スルコトヲ得右孰レノ場合ニ於テモ買主カ損害ヲ受ケタルトキハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得

〔理由略。修正案理由書五六八条と同一〕

第五百六十八条 強制競売ノ場合ニ於テハ競落人ハ前七条ノ規定ニ依リ債務者ニ対シテ契約ノ解除ヲ為シ又ハ代金ノ減少ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ債務者カ無資力ナルトキハ競落人ハ代金ノ配当ヲ受ケタル債権者ニ対シテ其代金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ債務者カ権利又ハ物ノ欠缺ヲ知りテ之ヲ申出テス又ハ債権者カ之ヲ知りテ競売ヲ請求シタルトキハ競落人ハ其過失者ニ対シテ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

〔理由略。修正案理由書五六七条と同一〕

第五百六十九条 債権ノ売主カ債務者ノ資力ヲ担保シタルトキハ契約ノ当時ニ於ケル資力ヲ担保シタルモノト推定ス
弁済期ニ至ラサル債権ノ売主カ債務者ノ将来ノ資力ヲ担保シタルトキハ満期日ニ於ケル資力ヲ担保シタルモノト推定ス

〔理由略。修正案理由書五六八条と同一〕

第五百七十一条 売買ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ第五百六十六条ノ規定ヲ準用ス但強制競売ニ付テハ此限ニ在ラス

〔理由略。修正案理由書五六九条と同一〕

第五百七十二条 第五百三十一条ノ規定ハ第五百六十四条乃至第五百六十六条及ヒ前条ノ場合ニ之ヲ準用ス

〔理由略。修正案理由書五七〇条と同一〕

第五百七十三条 売主ハ前十二条ニ定メタル担保ノ責任ヲ負ハサル旨ヲ特約シタルトキト雖モ其知りテ告ケサリシ事実及ヒ自ラ第三者ニ与ヘタル権利ニ付キ其責ヲ免カルコトヲ得ス

〔理由略。修正案理由書五七一条と同一〕

第五百七十四条 売買ノ目的物ノ引渡ニ付キ期限アルトキハ代金ノ支払ニ付テモ同一ノ期限ヲ附シタルモノト推定ス

〔理由略。修正案理由書五七二条と同一〕

第五百七十五条 売買ノ目的物ノ引渡ト同時ニ代金ヲ支払フヘキトキハ其引渡ノ場所ニ於テ代金ヲ支払フコトヲ要ス

〔理由略。修正案理由書五七三条と同一〕

第五百七十六条 未タ引渡ササル売買ノ目的物カ果実ヲ生シタルトキハ其果実ハ売主ニ属ス

買主ハ引渡ノ日ヨリ代金ノ利息ヲ払フ義務ヲ負フ但代金ノ支払ニ付キ期限アルトキハ其期限ノ到来マテハ利息ヲ払フコトヲ要セス

〔理由略。修正案理由書五七四条と同一〕

第五百七十七条 売買ノ目的ニ付キ権利ヲ主張スル者アリテ買主カ其買受ケタル権利ノ全部又ハ一部ヲ失フ虞アルトキ

ハ買主ハ其危険ノ限度ニ応シ代金ノ全部又ハ一部ノ支払ヲ拒ムコトヲ得但売主カ相当ノ担保ヲ供スルトキハ此限ニ在ラス

〔理由略。修正案理由書五七五条と同一〕

第五百七十八条 買受ケタル不動産ニ付キ先取特権又ハ抵当権ノ登記アルトキハ買主ハ濳除ノ手続ヲ終ハルマテ其代金ノ支払ヲ拒ムコトヲ得但売主ハ買主ニ対シテ直チニ濳除ヲ為スヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得

〔理由略。修正案理由書五七六条と同一〕

第五百七十九条 〔条文案および理由略。条文案は成案五七八条と同一、理由は修正案理由書五七七条と同一〕

第五百八十条 本款ノ規定ハ契約又ハ慣習ニ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セズ但第五百六十五条第五百六十七条第三項及ヒ第五百七十三条ノ規定ハ此限ニ在ラス

〔理由〕 既成法典ハ英仏伊ノ法律及ヒ独逸民法草案ト等シク各場合ニ於テ本条ノ如キ規定ヲ設クルモ之ヲ一括スルノ便ナルニ如カスト信シテ此ノ如クシタルナリ唯公益ニ関スル規定ニ至リテハ契約又ハ慣習ニ因リテ変更シ得ヘキモノニ非サルヲ以テ特ニ但書ヲ置キテ之ヲ例外トス

第三款 買戻 〔理由略〕

第五百八十一条 不動産ノ売主ハ売買契約ト同時ニ為シタル買戻ノ特約ニ依リ買主カ支払ヒタル代金及ヒ契約ノ費用ヲ

返還シテ其売買ヲ解除スルコトヲ得但特別ノ契約ナキトキハ不動産ノ果実ト代金ノ利息トハ之ヲ相殺シタルモノト看做ス

〔理由略。修正案理由書五七八条と同一〕

第五百八十二条 買戻ノ期間ハ五年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ定メタルトキハ之ヲ五年ニ短縮ス
買戻ニ付キ期間ヲ定メタルトキハ後日之ヲ伸張スルコトヲ得ス

買戻ニ付キ期間ヲ定メサリシトキハ二年内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

〔理由略。修正案理由書五七九条と同一〕

第五百八十三条 売買契約ト同時ニ登記シタル買戻ハ第三者ニ対シテモ其効力ヲ生ス

登記ヲ為シタル賃借人ノ權利ハ其残期カ一年ヲ超エサル場合ニ限り之ヲ以テ売主ニ対抗スルコトヲ得但売主ヲ害スル目的ヲ以テ為シタル賃借ニ付テハ此限ニ在ラス

〔理由略。修正案理由書五八〇条と同一〕

第五百八十四条 売主ノ債権者カ第四百二十三条ノ規定ニ依リ売主ニ代ハリテ買戻ヲ為ストキハ買主ハ裁判所ニ於テ選定シタル鑑定人ノ評価ニ従ヒ不動産ノ現時ノ価値ヨリ売主カ返還スヘキ金額ヲ控除シタル残額ニ達スルマテ売主ノ債務ヲ弁済シ尚ホ余剩アルトキハ之ヲ売主ニ返還シテ買戻權

ヲ消滅セシムルコトヲ得

〔理由略。修正案理由書五八一条と同一〕

第五百八十五条 売主ハ期間内ニ代金及ヒ契約ノ費用ヲ提供スルニ非サレハ買戻ヲ為スコトヲ得ス

買主カ不動産ニ付キ費用ヲ出タシタルトキハ売主ハ第九十七条ノ規定ニ従ヒ之ヲ償還スルコトヲ要ス但有益費ニ付テハ裁判所ハ売主ノ請求ニ因リ相当ノ期限ヲ許与スルコトヲ得

〔理由略。修正案理由書五八二条と同一〕

第五百八十六条 不動産ノ共有者ノ一人カ買戻ノ特約ヲ以テ其持分ヲ売却シタル後其不動産ノ分割又ハ競売アリタルトキハ売主ハ買主カ受クル部分又ハ代金ニ付キ買戻ヲ為スコトヲ得但売主ニ通知セスシテ為シタル分割及ヒ競売ハ之ヲ以テ売主ニ對抗スルコトヲ得ス

〔理由略。修正案理由書五八三条と同一〕

第五百八十七条 前条ノ場合ニ於テ買主カ不動産ノ競売人ト為リタルトキハ売主ハ競売ノ代金ヲ払ヒテ其不動産ノ全部ニ付キ買戻ヲ為スコトヲ得

他ノ共有者ヨリ分割ヲ請求シタルニ因リ買主カ競売人ト為リタルトキハ売主ハ其持分ノミニ付キ買戻ヲ為スコトヲ得ス

〔理由略。修正案理由書五八四条と同一〕

第四節 交換〔理由略〕

第五百八十八条 交換ハ当事者カ互ニ金銭ノ所有権以外ノ権利ヲ移転スルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

当事者ノ一方カ他ノ権利ト共ニ金銭ノ所有権ヲ移転スルコトヲ約スルトキハ其金銭ニ付テハ売買ノ代金ニ関スル規定ヲ準用ス

〔理由略。修正案理由書五八五条と同一〕

第五節 消費貸借

第五百八十九条 (五八六) 〔理由略。修正案理由書五八六条と同一〕

第五百九十条 〔理由略。修正案理由書五八八条と同一〕

第五百九十四条 (五八九) 〔理由略。修正案理由書五八九条と同一〕

第五百九十二条 (五九〇) 第五百九十三条 (五九二) 〔理由略。修正案理由書五九〇条 五九一条と同一〕⁵⁰

第五百九十四条

前四条ノ規定ハ反対ノ定ヲ為スコトヲ許ササル性質ノモノニ非ラス只第五百八十九条ハ消費貸借ノ性質ニ関スル規定ナルヲ以テ之ヲ除外セリ

使用貸借〔理由略〕

第五百九十五条 (五九二) 第六百一条 (五九八) 〔理由略。修正案理由書五九二条 五九八条と同一〕

第六百二条

（理由）第五百九十五条ノ規定ハ使用貸借ノ性質ヲ示スモノナルヲ以テ別段ノ定ヲ許ス性質ノモノニ非ラス之ニ反シテ前六条ノ規定ハ別段ノ定ニ依リテ之ヲ變更スルコトヲ妨ケサルナリ

第六百三条（五九九）〔理由略。修正案理由書五九九条と

同一〕

第七節 賃貸借（理由略）

第一款 総則（理由略）

第六百四条 賃貸借ハ当事者ノ一方カ或物ヲ相手方ニ使用セシムルコトヲ約シ其相手方カ借賃ヲ支払フコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

〔理由略。修正案理由書六〇〇条と同一〕

第六百五条 管理行為ヲ為ス能力又ハ権限ヲ有スル者カ賃貸借ヲ為ス場合ニ於テハ其賃貸借ハ左ノ期間ヲ越ユルコトヲ得ス

- 一 山林ニ付テハ十年
- 二 其他ノ土地ニ付テハ五年
- 三 建物ニ付テハ三年
- 四 動産ニ付テハ六ヶ月

〔理由略。修正案理由書六〇一条と同一〕

第六百六条 前条ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間満

了前土地ニ付テハ一年建物ニ付テハ三ヶ月動産ニ付テハ一ヶ月内ニ其更新ヲ為スコトヲ要ス

〔理由略。修正案理由書六〇二条と同一〕

第六百七条 賃貸借ノ存続期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ賃貸借ヲ為シタルトキハ其期間ハ之ヲ十年ニ短縮ス

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得但更新ノ時ヨリ十年ヲ

超ユルコトヲ得ス

〔理由略。修正案理由書六〇三条と同一〕

第二款 賃貸借ノ効力（理由略）

第六百八条 不動産ノ賃貸借ハ之ヲ登記シタルトキハ其不動産ニ付キ物權ヲ取得シタル者ニ対シテモ其効力ヲ生ス

〔理由略。修正案理由書六〇四条と同一〕

第六百九条 賃貸人ハ賃借物ノ使用ニ必要ナル修繕ヲ為ス義務ヲ負フ

賃貸人カ賃貸物ノ保存ニ必要ナル行為ヲ為サント欲スルトキハ賃貸人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

〔理由略。修正案理由書六〇五条と同一〕

第六百十条 賃貸人カ賃借人ノ意ニ反シテ保存行為ヲ為サント欲スル場合ニ於テ之カ為メ賃借人カ賃借ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ賃借人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

〔理由略。修正案理由書六〇六条と同一〕

第六百十一条 賃借人ハ賃借物ニ付キ賃貸人ノ負担ニ属スル必要費ヲ出タシタルトキハ賃借人ニ対シテ直チニ其償還ヲ請求スルコトヲ得

賃借人カ有益費ヲ出タシタルトキハ賃貸人ハ賃貸借終了ノ時ニ於テ第九十七条第二項ノ規定ニ従ヒ其償還ヲ為スコトヲ要ス但裁判所ハ賃貸人ノ請求ニ因リ相当ノ期限ヲ許与スルコトヲ得

〔理由略。修正案理由書六〇七条と同一〕

第六百十二条 収益ヲ目的トスル土地ノ賃借人カ不可抗力ニ因リ借賃ヨリ少ナキ収益ヲ得タルトキハ其収益ノ額ニ至ルマテ借賃ノ減少ヲ請求スルコトヲ得但宅地ノ賃貸借ハ此限ニ在ラス

〔理由略。修正案理由書六〇八条と同一〕

第六百十三条 前条ノ場合ニ於テ賃借人カ不可抗力ニ因リ引続き二年以上借賃ヨリ少ナキ収益ヲ得タルトキハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

〔理由略。修正案理由書六〇九条と同一〕

第六百十四条 賃借物ノ一部カ賃借人ノ過失ニ因ラスシテ滅失シタルトキハ賃借人ハ其滅失シタル部分ノ割合ニ応シテ借賃ノ減少ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ残存セザル部分ノミニテハ賃借人カ賃借ヲ

為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ賃借人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

〔理由略。修正案理由書六一〇条と同一〕

第六百十五条 賃借人ハ賃貸人ノ承諾アルニ非サレハ其権利ヲ讓渡シ又ハ賃借物ヲ転貸スルコトヲ得ス

賃借人カ前項ノ規定ニ反シ第三者ヲシテ物ノ使用ヲ為サシメタルトキハ賃貸人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

〔理由略。修正案理由書六一一条と同一〕

第六百十六条 〔条文案および理由略。条文案は成案六一三条と同一、理由は修正案理由書六一二条と同一〕

第六百十七条 借賃ハ動産、建物及ヒ宅地ニ付テハ毎月末ニ其他ノ土地ニ付テハ毎年末ニ之ヲ払フコトヲ要ス但収穫季節アルモノニ付テハ其期節後遅滞ナク之ヲ払フコトヲ要ス

〔理由略。修正案理由書六一三条と同一〕

第六百十九条 賃借物カ修繕ヲ要シ又ハ賃借物ニ付キ権利ヲ主張スル者アルトキハ賃借人ハ遅滞ナク之ヲ賃貸人ニ通知スルコトヲ要ス但賃貸人カ之ヲ知ルトキハ此限ニ在ラス

〔理由略。修正案理由書六一四条と同一〕

第六百二十条 第五百九十六条第一項第五百九十九条第一項及ヒ第六百条ノ規定ハ賃貸借ニ之ヲ準用ス

〔理由略。修正案理由書六一五条と同一〕

第六百二十一条 前十一条ノ規定ハ別段ノ定アル場合ニハ之

ヲ適用セス

（理由）既成法典モ本案ト等シク賃貸借ニ関シテハ反對ノ契約若クハ慣習ヲ認ムル場合ナキニ非サレトモ某々ノ權利義務ニ付テノミ之ヲ認メタルヲ本案ニ於テハ汎ク一般ニ之ヲ認メ一条ニ纏括シテ之ヲ規定シタリ

第三款 賃貸借ノ終了（理由略）

第六百二十二条 当事者カ賃貸借ノ期間ヲ定メサリシトキハ各当事者ハ何時ニテモ解約ノ申入ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ賃貸借ハ解約申入ノ後左ノ期間ヲ経過シタルニ因リテ終了ス

一 土地ニ付テハ一年

二 建物ニ付テハ一個月

三 貸席及ヒ動産ニ付テハ一日

收穫季節アル土地ノ賃貸借ニ付テハ其期節後次ノ耕作ニ著手スル前ニ解約ノ申入ヲ為スコトヲ要ス

〔理由略。修正案理由書六一六条と同一〕

第六百二十三条 当事者カ賃貸借ノ期間ヲ定メタルモ其一方又ハ各自カ其期間内ニ解除ヲ為ス權利ヲ留保シタルトキハ前条ノ規定ニ依ル

〔理由略。修正案理由書六一七条と同一〕

第六百二十四条 賃貸借ノ期間満了ノ後賃借人カ賃借物ノ使用ヲ継続スル場合ニ於テ賃貸人カ之ヲ知りテ異議ヲ述ヘサ

ルトキハ前賃貸借ト同一ノ条件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲ為シタルモノト推定ス但各当事者ハ第六百二十二条ノ規定ニ依リ解約ノ申入ヲ為スコトヲ得

前賃貸借ニ付キ当事者カ担保ヲ供シタルトキハ其担保ハ期間ノ満了ニ因リテ消滅ス但敷金ハ此限ニ在ラス

〔理由略。修正案理由書六一八条と同一〕

第六百二十五条 賃貸借ヲ解除シタル場合ニ於テハ其解除ハ將來ニ向テノミ其効力ヲ生ス但当事者ノ一方ニ過失アルトキハ之ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

〔理由略。修正案理由書六一九条と同一〕

第六百二十六条 前四条ノ規定ハ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セス

（理由）既成法典第五百十二条ニハ解除申入及ヒ返却ノ時期ニハ慣習ヲ採用スル旨ヲ規定スレトモ解除ノ効力ニ関シテモ亦慣習ヲ採用シテ可ナルヘク且獨リ慣習ノミナラス特別ノ法令及ヒ契約ヲモ認ムヘキコト勿論ナルヲ以テ本条ノ如ク修正シタリ

第六百二十七条 賃借人カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ賃貸借ニ期間ノ定アルトキト雖モ賃貸人又ハ破産管財人ハ第六百二十二条ノ規定ニ依リ解約ノ申入ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テ各当事者ハ相手方ニ対シテ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

〔理由略。修正案理由書六二〇条と同一〕

第六百二十八条 契約ノ本旨ニ反スル使用ニ因リテ生シタル損害賠償ノ請求及ヒ第六百十一条ノ規定ニ依ル費用償還ノ請求ハ賃貸人カ返還ヲ受ケタル時ヨリ一年内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

〔理由略。修正案理由書六二一条と同一〕

第八節 雇傭 〔理由略〕

第六百二十二条ノ第六百三十条 〔理由略〕⁽⁵¹⁾

第九節 請負 〔理由略〕

第六百三十一条ノ第六百四十一条 〔理由略〕⁽⁵²⁾

第十節 委任 〔理由略〕

第六百四十九条(六四二)ノ第六百五十九条(六五二) 〔理由略。修正案理由書六四二条ノ六五二条と同一〕

第六百六十条(六五二) 〔理由〕本条ハ取得編第二百五十一条第三号ノ規定ヲ採用シタルモノニシテ多数立法例ニ於テモ亦本条ノ規定ノ如クナラサルハナシ

第六百六十一条(六五三)ノ第六百六十二条(六五四) 〔理由略。修正案理由書六五三条ノ六五四条と同一〕

第六百六十三条 〔理由〕本節ノ規定ハ概シテ任意の規定ナリ故ニ特約又ハ慣習ニ依リテ其適用ヲ變更スルコトヲ得ヘキハ当然トス唯

第六百四十九条ハ委任ノ本質ニ関シ又第六百六十条ハ公益

ニ関スル規定ナルヲ以テ特約又ハ慣習ニ依リテ之ヲ變更スルコトヲ得サルナリ或外國ノ法典ニ定ムル所ト最モ相異ナル点ハ委任者ノ有スル解除權ノ如キモ亦特約ヲ以テ之ヲ排除スルヲ得ルニ在リ既成法典ハ何レノ主義ヲ採リタルヤ明ナラスト雖モ公益ニ害ナキ以上ハ之ヲ有効トスルノ精神タルコト蓋シ疑ヲ存セサルナリ

第十一節 寄託 〔理由略〕

第六百六十四条(六五六)ノ第六百七十三条(六六五) 〔理由略。修正案理由書六五六条ノ六六五条と同一〕

第六百七十四条 〔理由〕本節ノ規定ハ寄託ノ性質ニ関スル第六百六十四条ヲ除外皆任意の規定ナルヲ以テ本条ヲ設ケテ其主意ヲ明ニセリ

第十二節 会社 〔理由略〕

第六百七十四条(六六六)ノ第六百九十六条(六八七) 〔理由略。修正案理由書六六六条ノ六八七条と同一〕

第六百九十七条 〔理由〕本条ハ例ニ依リ別段ノ定ナキトキハ本節ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得ルコトヲ示スト共ニ契約ノ性質又ハ公益ニ関スル規定ハ其例外タルコトヲ規定シタルモノナリ

第十三節 終身定期金 〔理由略〕

第六百九十七條 終身定期金契約ハ当事者ノ一方カ自己、相手方又ハ第三者ノ死亡ニ至ルマテ定期ニ金錢又ハ其他ノ物ヲ相手方又ハ第三者ニ供与スルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

〔理由略。修正案理由書六八八条と同一〕

第六百九十八條 終身定期金ハ日割ヲ以テ之ヲ供与スルコトヲ要ス但別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

〔理由略。修正案理由書六八九条と同一〕

第六百九十九條 定期金債務者カ定期金ノ供与ヲ怠リ又ハ其他ノ義務ヲ履行セサルトキハ相手方ハ定期金ノ元本トシテ債務者ニ与ヘタル財産ノ返還ヲ請求スルコトヲ得但既ニ受取リタル定期金ノ中ヨリ其財産ノ価額ノ利息ヲ控除シタルモノヲ債務者ニ返還スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

〔理由略。修正案理由書六九〇条と同一〕

第七百條 第五百三十一條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

〔理由略。修正案理由書六九一条と同一〕

第七百一条 死亡カ定期金債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルトキハ裁判所ハ債権者又ハ其相続人ノ請求ニ因リ相当ト認メタル期間債権ノ存続ヲ宣告スルコトヲ得
前項ノ規定ハ第六百九十九條ニ定メタル權利ノ行使ヲ妨ケス

〔理由略。修正案理由書六九二条と同一〕

第七百二條 〔条文案および理由略。条文案は成案六九四条と同一、理由は修正案理由書六九三条と同一〕

第十五節 和解 〔理由略〕

第七百五條 和解ハ当事者カ互ニ讓歩ヲ為シテ其間ニ生スル争ヲ止ムルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

〔理由略。修正案理由書六九四条と同一〕

第七百六條 〔条文案および理由略。条文案は成案六九六条と同一、理由は修正案理由書六九五条と同一〕

第三章 事務管理 〔理由略〕

第六百九十六條ノ第七百一条 〔理由略〕

第四章 不当利得 〔理由略〕

第七百二條ノ第七百七條 〔理由略〕

第五章 不法行為 〔理由略〕

第七百八條ノ第七百二十三條 〔理由略〕

注(43) 五〇四條の理由第三項中、「仏、和、葡等」を「仏、

蘭、葡等」に訂正すべき旨の鉛筆での書込みがある(修正案理由書四一八頁一五行目参照)。

(44) 理由中、「第三百三十二條」が修正案理由書(四五

一頁一一行目)では「第三百三十三條」になっている。

(45) 「第三款 契約ノ解除」に始まる頁の右肩上に「案」

との書込みがある。

(46) 理由中、「第四百二十八条」を「第四百二十六条」に訂正すべき旨の書込みがある（修正案理由書四六〇頁最終行参照）。

(47) 「適當」に訂正すべき旨の書込みがある。

(48) 「第五百三十三條」に訂正すべき旨の書込みがある。

(49) 「第三節 贈与」に始まる頁の右肩上に「案」との書込みがある。

(50) ただし、五九二条の理由中、「第四百十一条」が修正案理由書（五〇八頁二行目）では「第四百四十一条」になっている。

(51) ただし、六二三条の理由中、「第五百三十一条」が修正案理由書（五三八頁九行目）では「第五百三十二条」になっている。

また、六二四条の理由中、「第四百六十七条」および「第四百七十五条」が、修正案理由書（五三九頁二行目、四行目）では、それぞれ「第四百六十五条」「第四百七十三条」になっている。

(52) 六三六条に相当する箇所が「第六三七条」と表記されている。

(53) ①「第六百八十一条（六七三）」の次が「第六百八十三条（六七四）」になっている。

②「第六百九十二条（六八三）」の次が「第六百九十四条、第六百九十五条（六八三乃至六八五）」になっており、修正案理由書（五八五頁二三行目以下）では、この部分が「第六百八十三条乃至第六百八十五条」として一括されている。

(54) 七〇八条の理由中、「文字上ノ修正」を「文字上ノ修正」に訂正すべき旨の鉛筆での書込みがある（修正案理由書六一〇頁二行目参照）。

三五 民法修正案理由書（略）

〔第一編ないし第三編（全七二三条）の理由書。B5版大の活字本。凡例三頁、本文六二五頁から成る。表紙（背）および内表紙に「民法修正案理由書自第一編 至第三編 完」と印字されており、内表紙には「未定稿本」「禁販売醜刻」との記載もある。廣中俊雄編著『民法修正案（前三編）の理由書』（昭和六二年 有斐閣）に本資料の成立経過等についての解説があり、五九頁以下に全文が写真複製されている。〕

二 親族・相続編関係

三六 民法原案（親族篇・相続篇）

◆甲第四十八号 明治二十八年十月八日配布

第四編 親族

第一章 総則

第七百三十三条ノ第七百三十七条〔略〕

第二章 戸主及ヒ家族

第一節 総則

第七百三十八条〔略〕

第七百三十九条 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入りタル者ハ其配偶者又ハ養子ヲ為シタル者及ヒ両家ノ戸主ノ承諾ヲ得テ実家ニ在ル自己ノ子孫及ヒ其配偶者ヲ婚家又ハ養家ノ家族ト為スコトヲ得

第七百四十条ノ第七百四十五条〔略〕

第二節 戸主及ヒ家族ノ權利義務

第七百四十六条ノ第七百五十二条〔略〕

◆甲第四十九号 明治二十八年十月二十二日配布

第三節 戸主権ノ喪失

第七百五十六条ノ第七百七十条〔略〕

◆甲第五十号 明治二十八年十一月十三日配布

第三章 婚姻

第一節 婚姻ノ成立

第一款 婚姻ノ要件

第七百七十一条ノ第七百七十三条〔略〕

第七百七十四条 婚姻中姦通ヲ為シタル妻ハ其婚姻解消ノ後

姦夫ト婚姻ヲ為スコトヲ得ス

第七百七十五条〔第一項略〕

傍系ノ三親等内亦同シ但養子ト養親ノ親族トノ間ハ此限ニ在ラス

第七百七十六条ノ第七百八十四条〔略〕

第二款 婚姻ノ無効及ヒ取消

第七百八十五条ノ第七百九十三条〔略〕

第三款 罰則

第七百九十四条〔略〕

◆甲第五十一号 明治二十八年十二月四日配布

第七百九十八条ノ第八百二条〔略〕

◆甲第五十二号 明治二十八年十二月六日配布

第二節 婚姻ノ効力

第八百五条ノ第八百八条〔略〕

第三節 夫婦財産制

第一款 総則

第八百九条ノ第八百十四条〔略〕

第二款 法定財産制

第八百十五条ノ第八百二十二条〔略〕

◆甲第五十三号 明治二十九年一月七日配布

第二節 離婚

第一款 協議上ノ離婚

第八百十八條、第八百二十二條〔略〕

第二款 裁判上ノ離婚

第八百二十三條 夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提
起スルコトヲ得〔第一号ノ第八号略〕

九 配偶者カ自己ノ直系尊屬ニ対シテ虐待又ハ重大ナル

侮辱ヲ為シタルトキ

第八百二十四條、第八百三十條〔略〕

◆甲第五十五号 明治二十九年一月十八日配布

第四章 親子

第一節 実子

第一款 嫡出子

第八百十九條、第八百二十八條〔略〕

第二款 私生子

第八百二十九條、第八百三十二條〔略〕

第八百三十三條 認知ハ之ヲ取消スコトヲ得ス但第 条ノ
適用ヲ妨ケス

第八百三十四條、第八百三十六條〔略〕

◆甲第五十六号 明治二十九年一月二十四日配布

第二節 養子

第一款 縁組ノ要件

第八百三十七條、第八百四十四條〔略〕

第八百四十五條〔第一項略〕

父母ノ一方カ知レサルトキ、死亡シタルトキ又ハ其意思ヲ

表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ニ於テ前項ノ承諾ヲ

為スコトヲ得

父母共ニ知レサルトキ、死亡シタルトキ又ハ其意思ヲ表示

スルコト能ハサルトキハ後見人ハ親族会ノ認許ヲ得テ承諾

ヲ為スコトヲ得

第八百四十六條 成年ノ子カ養子ヲ為シ又ハ滿十五年以上ノ

子カ養子ト為ルニハ其家ニ在ル父母ノ承諾ヲ得ルコトヲ要

ス此場合ニ於テハ第七百七十二條第二項、第三項及ヒ第七

百七十三條ノ規定ヲ準用ス

第八百四十七條、第八百五十一條〔略〕

第二款 縁組ノ無効及ヒ取消

第八百五十二條、第八百六十三條〔略〕

第三款 縁組ノ効力

第八百六十四條、第八百六十五條〔略〕

第四款 離縁

第八百六十六條、第八百八十條〔略〕

◆甲第五十四号 明治二十九年一月十一日配布

第五章 親権

第一節 総則

第八百九十條、第八百九十一條〔略〕

第二節 親権ノ効力

第八百九十二条、第八百九十三条〔略〕

第八百九十四条〔第二項略〕

子ヲ懲戒場ニ入ルル期間ハ六個月以下ノ範圍内ニ於テ裁判所之ヲ定ム但此期間ハ父又ハ母ノ請求ニ因リ何時ニテモ之ヲ短縮スルコトヲ得

第八百九十五条、第八百九十七条〔略〕

第八百九十八条 子カ其配偶者ノ財産ヲ管理スヘキ場合ニ於テハ親權ヲ行フ父又ハ母之ニ代ハリテ其財産ヲ管理ス

第八百九十九条、九百十条〔略〕

第三節 親權ノ喪失

第九百一一条、第九百一十五条〔略〕

◆甲第五十八号 明治二十九年四月二十日配布

第六章 後見

第一節 後見ノ開始

第九百五条〔略〕

第二節 後見ノ機関

第一款 後見人

第九百六条、第九百一一条〔略〕

第九百一十二条 後見人ハ左ノ事由アルニ非サレハ其任務ヲ辞スルコトヲ得ス

一 軍人又ハ軍属トシテ現役ニ服スルコト〔第二号、第五号略〕

第九百一十三条 左ニ掲ケタル者ハ後見人タルコトヲ得ス〔第一号、第五号略〕

一 被後見人ニ対シ訴訟ヲ為シ又ハ為シタル者及ヒ其配偶者並ニ直系血族〔第七号、第八号略〕

六 偶者並ニ直系血族〔第七号、第八号略〕

第九百一十四条〔略〕

◆甲第五十九号 明治二十九年四月二十九日配布

第二款 後見監督人

第九百一十五条、第九百一十一条〔略〕

第三節 後見ノ事務

第九百一十二条、第九百一十六条〔略〕

第九百一十七条〔第一項略〕

禁治産者ヲ瘋癲病院ニ入レ又ハ私宅ニ監置スルト否トハ親族会ノ認許ヲ得テ後見人之ヲ定ム

第九百一十八条、第九百一十九条〔略〕

第九百一十條 親族会ハ後見人及ヒ被後見人ノ資力其他ノ事情ニ依リ被後見人ノ財産中ヨリ相当ノ報酬ヲ後見人ニ与フルコトヲ得但後見人カ被後見人ノ配偶者、直系血族又ハ戸主ナルトキハ此限ニ在ラス

第九百一十條 親族会ハ後見人就職ノ初ニ於テ後見人カ被後見人ノ為メニ受取リタル金錢カ何程ノ額ニ達セハ之ヲ寄託スヘキカラ定ムルコトヲ要ス〔第二項、第三項略〕

第九百一十條 親族会ハ後見人就職ノ初ニ於テ後見人カ被後見人ノ為メニ受取リタル金錢カ何程ノ額ニ達セハ之ヲ寄託スヘキカラ定ムルコトヲ要ス〔第二項、第三項略〕

第九百一十條 親族会ハ後見人就職ノ初ニ於テ後見人カ被後見人ノ為メニ受取リタル金錢カ何程ノ額ニ達セハ之ヲ寄託スヘキカラ定ムルコトヲ要ス〔第二項、第三項略〕

第九百一十條 親族会ハ後見人就職ノ初ニ於テ後見人カ被後見人ノ為メニ受取リタル金錢カ何程ノ額ニ達セハ之ヲ寄託スヘキカラ定ムルコトヲ要ス〔第二項、第三項略〕

第九百一十條 親族会ハ後見人就職ノ初ニ於テ後見人カ被後見人ノ為メニ受取リタル金錢カ何程ノ額ニ達セハ之ヲ寄託スヘキカラ定ムルコトヲ要ス〔第二項、第三項略〕

第九百一十條 親族会ハ後見人就職ノ初ニ於テ後見人カ被後見人ノ為メニ受取リタル金錢カ何程ノ額ニ達セハ之ヲ寄託スヘキカラ定ムルコトヲ要ス〔第二項、第三項略〕

第九百三十三条〔略〕

第九百三十四条 後見人カ被後見人ニ代ハリテ第十二条第一

項ニ掲ケタル行為ヲ為シ又ハ未成年者ノ之ヲ為スコトニ同意スルニハ親族会ノ認許ヲ得ルコトヲ要ス但元本ヲ領収スルハ此限ニ在ラス

第九百三十五条 第九百四十一条〔略〕

◆甲第六十号 明治二十九年五月九日配布

第四節 後見ノ終了

第九百四十二条 第九百四十七条〔略〕

第七章 親族会

第九百四十八条 第九百六十条〔略〕

◆甲第五十七号 明治二十九年四月十三日配布

第八章 扶養ノ義務

第九百五十一条 第九百六十二条〔略〕

◆甲第六十号 明治二十九年五月十六日配布

第五編 相続

第一章 家督相続

第一節 総則

第九百七十二条 第九百七十五条〔略〕

第二節 家督相続人ノ資格

第九百七十六条〔略〕

第九百七十七条 左ニ掲ケタル者ハ家督相続人タルコトヲ得

ス

一 他家ノ法定ノ推定家督相続人タル者但本家相続ノ必

要アルトキハ此限ニ在ラス〔第二項ノ第六項略〕

◆甲第六十二号 明治二十九年五月二十日配布

第三節 家督相続ノ順位

第九百七十八条 第九百八十条〔略〕

第九百八十一条 第九百七十八条及ヒ第九百七十九条ノ規定

ニ依リテ家督相続人タルヘキ者カ家督相続ノ開始前ニ死亡

シ又ハ其相続権ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直系卑属アル

トキハ其直系卑属ハ第九百七十八条及ヒ第九百七十九条ニ

定メタル順序ニ従ヒ其者ト同順位ニ於テ法定家督相続人ト

為ル

第九百八十二条〔略〕

第九百八十三条 被相続人カ遺言ヲ以テ推定家督相続人ヲ廢

除スル意思ヲ表示シタルトキハ遺言執行者ハ其遺言カ効力

ヲ生シタル後遲滞ナク裁判所ニ廢除ノ請求ヲ為スコトヲ要

ス

第九百八十四条 第九百九十二条〔略〕

◆民修正原案 明治二十九年十二月四日配布

一 第七百六十条、第七百六十二条及ヒ第九百七十二条ヲ

削除ス

一 第五編第一章中左ノ一節ヲ加フ

第四節 家督相続ノ効力

第九百八十九条ノ第九百九十五条 [略]

◆甲第六十五号 明治二十九年九月九日配布

第二章 遺産相続

第一節 総則

第九百九十二条ノ第九百九十三条 [略]

第二節 遺産相続人

第九百九十四条ノ第九百九十五条 [略]

◆甲第六十六号 明治二十九年九月十二日配布

第三節 遺産相続ノ効力

第一款 総則

第一千四条ノ第一千六条 [略]

第二款 相続分

第一千七条 [略]

第一千八条 第九百九十五条ノ規定ニ依リテ相続人タル直系卑

屬ノ相続分ハ其直系尊屬カ受クヘカリシモノニ同シ但直系

卑屬數人アルトキハ其相続分ハ前条ノ規定ニ從ヒ各自ノ直

系尊屬カ受クヘカリシ部分ニ付キ之ヲ定ム

第一千九条 [略]

◆甲第六十七号 明治二十九年九月二十一日配布

第一千九条ノ第十十条 [略]

第三款 遺産ノ分割

第一千十一条ノ第一千六条 [略]

◆甲第六十三号 明治二十九年六月二十六日配布

第四章 相続ノ承認及ヒ拋棄

第一節 総則

第一千一条ノ第九九条 [略]

第二節 承認

第一款 單純承認

第一千十条 [略]

第一千十一条 左ニ掲ケタル場合ニ於テハ相続人ハ單純承認ヲ

為シタルモノト看做ス〔第一号、第二号略〕

三 相続人カ限定承認又ハ拋棄ヲ為シタル後ト雖モ相続財

産ノ全部又ハ一部ヲ私取若クハ隱匿シ又ハ惡意ヲ以テ之

ヲ財産目録中ニ記載セサリシトキ但相続人カ拋棄ヲ為シ

タルニ因リテ相続權ヲ得タル者カ承認ヲ為シタル後ハ此

限ニ在ラス

第一千十二条 [略]

第二款 限定承認

第一千三条ノ第一千八条 [略]

第一千九条 第一千七条第一項ノ期間ノ終了シタルトキハ限

定承認者ハ相続財産ヲ以テ其期間内ニ申出テタル債權者其

他知レタル債權者ニ各其債權額ノ割合ニ応シテ弁済ヲ為ス

コトヲ要ス但優先權ヲ有スル債權者ノ權利ヲ害スルコトヲ

得ス〔第二項、第三項略〕

第一千二十条ノ第一千二十四条〔略〕

第三節 抛棄

第一千二十五条ノ第一千二十七条〔略〕

◆甲第六十四条 明治二十九年七月二十四日配布

第五章 財産ノ分離

第一千二十八条ノ第三十七条〔略〕

◆甲第六十八号 明治二十九年九月二十八日配布

第五章 相続人ノ曠缺

第一千五十二条ノ第六十条〔略〕

◆甲第六十九号 明治二十九年十月三日配布

第六章 遺言

第一節 総則

第一千六十一条ノ第一千六十六条〔略〕

◆甲第七十号 明治二十九年十月十二日配布

第二節 遺言ノ方式

第一款 普通方式

第一千六十八条ノ第一千六十九条〔略〕

第一千七十条 公正証書ニ依リテ遺言ヲ為スニハ左ノ方式ニ從

フトヲ要ス〔第一号略〕

二 遺言者カ遺言ノ旨趣ヲ公証人ニ口授スルコト〔第三

号略〕

四 遺言者及ヒ証人カ筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル

後各署名捺印スルコト但遺言者カ署名スルコト能ハサ

ル場合ニ於テハ公証人其事由ヲ附記シテ署名ニ代フル

コトヲ得〔第五号略〕

第一千七十一条ノ第一千七十五条〔略〕

第一千七十六条 左ニ掲ケタル者ハ遺言ノ証人又ハ立会人タル

コトヲ得ス〔第一号ノ第四号略〕

五 推定相続人、受遺者及ヒ其配偶者並ニ直系血族〔第

六号略〕

第一千七十七条〔略〕

◆甲第七十一号 明治二十九年十月十九日配布

第二款 特別方式

第一千七十八条ノ第一千八十三条〔略〕

第一千八十四条 第一千八十条、第一千八十一条及ヒ前条ノ場合ニ

於テハ遺言者、筆者、立会人及ヒ証人ハ各遺言書ニ署名捺

印スルコトヲ要ス〔第二項略〕

第一千八十五条ノ第一千八十八条〔略〕

◆甲第七十二号 明治二十九年十一月九日配布

第三節 遺言ノ効力

第一千八十九条ノ第一千百条〔略〕

第一千百一条〔第一項略〕

前項ノ場合ニ於テ物ニ瑕疵アリタルトキハ遺贈義務者ハ瑕

疵ナキ物ヲ以テ之ニ代フルコトヲ要ス但故意ニ瑕疵ヲ隠秘シタルトキハ受遺者ハ其權利ヲ行使スルニ代ヘ又ハ之ト共ニ損害賠償ノ請求ヲ為スコトヲ得

第一千百二条ノ第一千百十条 (略)

◆甲第七十三号 明治二十九年十一月二十一日配布

第四節 遺言ノ執行

第一千百十一条ノ千二百二十九条 (略)

◆甲第七十四号 明治二十九年十二月四日配布

第五節 遺言ノ取消

第一千百三十二条ノ千三百三十七条 (略)

◆甲第七十五号 明治二十九年十二月十二日配布

第七章 遺留分

第一千百三十八条ノ千四百四十二条 (略)

第一千百四十三条 前条ニ掲ケタル贈与ノ目的タル財産ハ受贈者ノ行為ニ因リテ其価格ノ増減アリタルトキト雖モ相續開始ノ當時仍ホ原状ニテ存スルモノト看做シ其価額ヲ定ム
第一千百四十四条ノ千五百五十五条 (略)

注(1) 民法第四編・第五編の原案(いわゆる甲号議案)。

B5版大の活字本。甲第四八号から甲第七五号までの印刷冊子を製本したもの。条文(七三三条ノ一一五五条)は必ずしも連続していない。旧民法・先例・外国

法等の「参照」例も併記されている。号数(日付)の順序になつていない部分があるが、製本の際、条文の順序に合わせたものようである。各号とも、一頁の右上隅に「秘」の角印が押されている。

本資料は、法務大臣官房司法法制調査部監修『第一議案(日本近代立法資料叢書13)(昭和六三年 商事法務研究会)二八〇頁以下に収録されているが、同書には誤記・誤植と思われる箇所が散見されるので、その部分(条文案に限る)を中心に紹介することにした。

(2) 欄外に「儀制令『凡祖父母、父母重忠』云々」との書込みがある。

(3) この頁の右上隅に「法曹至要鈔下ヲ觀ルヘシ」との書込みがある。

(4) 前記『第一議案』(注1)では、甲第六三号および六四号がこの前に収録されている。

(5) 欄外に「喪葬令ノ法曹至要鈔下、財主亡無子孫事」との書込みがある。

三七 民法中修正案参考書(略)

〔民法第四編・第五編(七二五条ノ一一四六条)の理由書。B5版大の活字本。凡例二頁、本文計四一〇頁から成る(通し頁になつていない)。印刷の形式は、資料三四および三五

に酷似している。条文案の記載もない。作成時期等は不明。
『民法修正案理由書』（明治三二年 博文館。『日本立法資料全集 別巻32』（平成五年 信山社）に写真複製）および『民法（親族編・相続編）・不動産登記法参考書』（明治三二年 東京専門学校出版部）に本資料の全文が収録されており、これには条文案も記載されている。』